

平成 28 年 4 月 21 日
学 生 部 学 生 課

平成 28 年熊本地震に係る日本学生支援機構奨学金

緊急採用・応急採用について

熊本地震により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法適用地域で被災された世帯の学生に対して、日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用が対応されますので、貸与を希望する学生は学生課までご相談ください。

記

1 災害救助法適用地域

熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市
宇城市 阿蘇市 天草市 合志市
下益城郡美里町 玉名郡玉東町・南関町・長州町・和水町 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇郡南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村
上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町 八代郡氷川町
葦北郡芦北町・津奈木町 球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・
山江村・球磨村・あさぎり町 天草郡苓北町

2 適用地域の準用

- (1) 災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の被害に遭った世帯の学生
- (2) 災害救助法適用地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与の始期及び終期

緊急採用（第一種奨学金：無利子）

貸与始期 平成 28 年 4 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 平成 29 年 3 月（※）

※被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合、1 年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより修業年限の終了月まで延長が可能

応急採用（第二種奨学金：有利子）

貸与始期 平成 28 年 4 月以降で申込者が希望する月

貸与終期 修業年限の終了月まで

4 提出書類

被災（罹災）証明書及び大学の指示する書類

5 その他

採用を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上